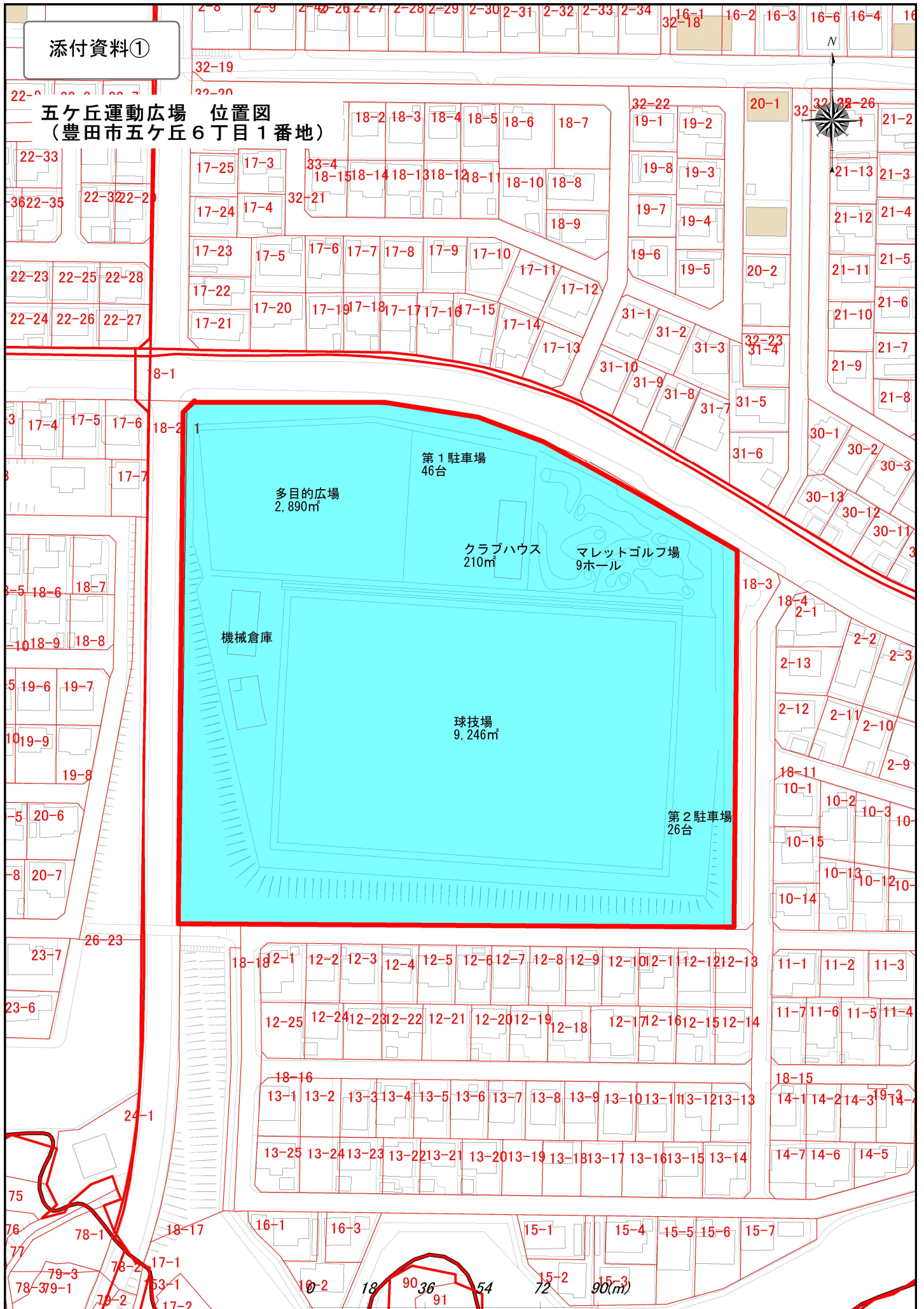
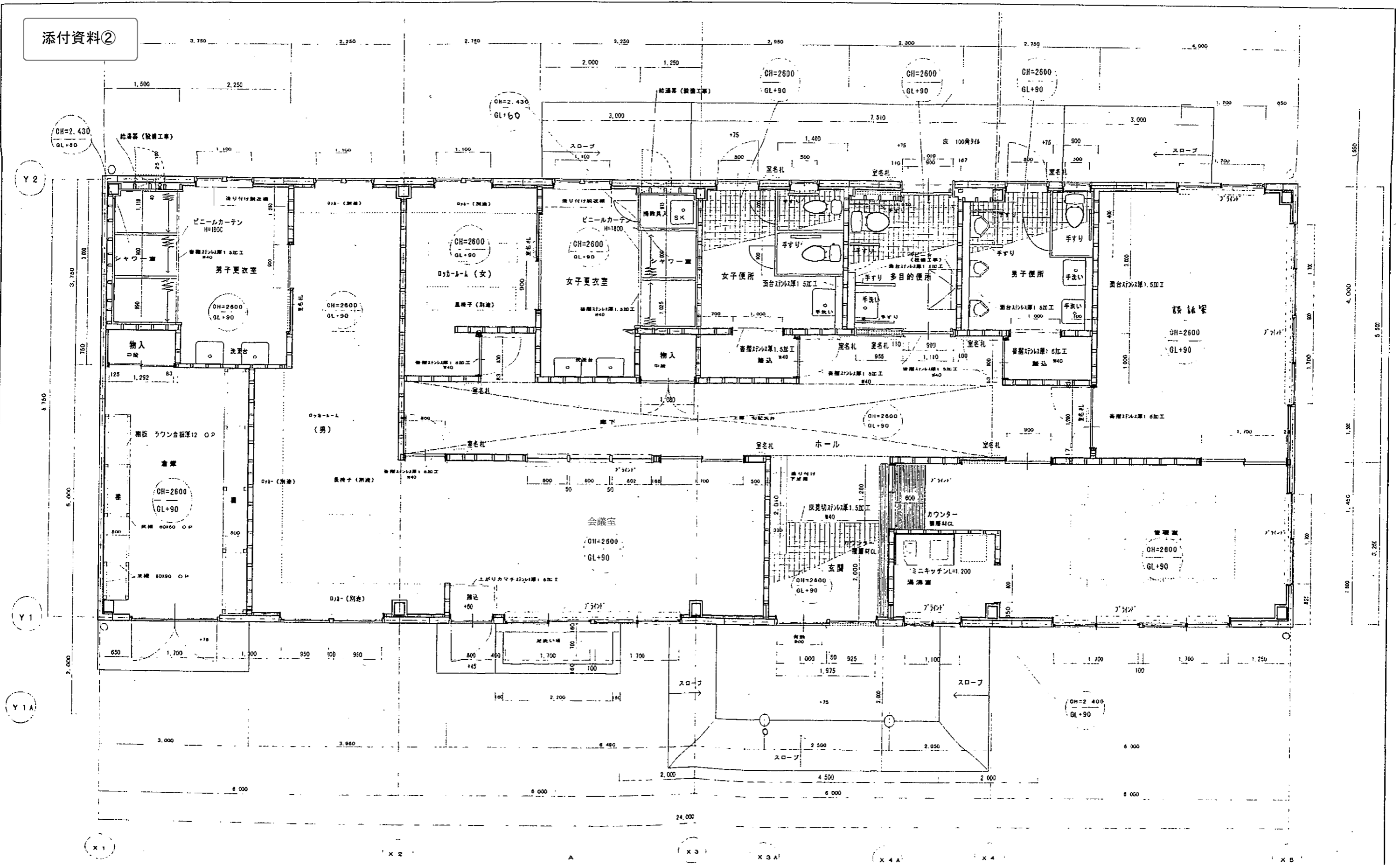


添付資料①

五ヶ丘運動広場 位置図
(豊田市五ヶ丘6丁目1番地)



添付資料②



衛生機器、ペーパー、手すり、は設備工事
 数量調査資料のりは〇〇〇〇〇〇〇〇

○+ 断面方向

No 5	(仮称) 有テニスクラブハウス建設工事 設計図				図名 平面詳細図			縮尺 S 1/50	製図 12年3月	設計事務所名称
	11年度	豊田市 建築部 建築第1課	決定者 	検討者 	検討者 	図案責任者 	第1分層 B	第2分層 2	第3分層 8	15 重層番号
(有)S設計工学										

添付資料③

物品出納簿

所属コード：AW10 所属名：スポーツ振興課

レ	分類記号	備品番号	旧備品番号	備品名	メーカー・規格	購入単価(万円)	購入年月日	購入先	取得区分	管理開始年月日	保管場所	保管所属コード	取り扱い	備考
	C	00-28475	C-1	ごみ保管庫	テラモト・ワイドペール800	5	2001/9/1	(有) クリーンスタジオ	新規購入	2001/9/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	C	00-28476	C-2	コインロッカー	コクヨ・KL-N8B2	9	2001/10/1	(株) トヨダ事務器	新規購入	2001/10/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	C	00-28477	C-3	コインロッカー	コクヨ・KL-N8B2	9	2001/10/1	(株) トヨダ事務器	新規購入	2001/10/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	C	00-28478	C-4	コインロッカー	コクヨ・KL-N8B2	9	2001/10/1	(株) トヨダ事務器	新規購入	2001/10/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	C	00-28479	C-5	コインロッカー	コクヨ・KL-N8B2	9	2001/10/1	(株) トヨダ事務器	新規購入	2001/10/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	C	00-28480	C-6	コインロッカー	コクヨ・KL-N8B2	9	2001/10/1	(株) トヨダ事務器	新規購入	2001/10/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	C	00-28481	C-7	コインロッカー	コクヨ・KL-N8B2	9	2001/10/1	(株) トヨダ事務器	新規購入	2001/10/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	C	00-28482	C-8	コインロッカー	コクヨ・KL-N8B2	9	2001/10/1	(株) トヨダ事務器	新規購入	2001/10/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	C	00-28483	C-9	コインロッカー	コクヨ・KL-N8B2	9	2001/10/1	(株) トヨダ事務器	新規購入	2001/10/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	C	00-28484	C-10	コインロッカー	コクヨ・KL-N8B2	9	2001/10/1	(株) トヨダ事務器	新規購入	2001/10/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	C	00-28485	C-11	耐火金庫	コクヨ・HS-AL20KM-6TN	5	2002/1/1	(有) 近藤商店	新規購入	2002/1/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	D	00-29001	D-1	複写機	キャノン・GP315	46	2001/9/1	豊和事務機	新規購入	2001/9/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	D	00-29002	D-2	移動式ホワイトボード	藤栄・B-740	5	2002/2/1	(株) やまもと	新規購入	2002/2/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	E	19-04527		TOSS用パソコン	富士通(株)・FMVA64003	15	2019/12/27	富士通(株)	新規購入	2019/12/27	事務所	AW10	五ヶ丘運動広場	
	J	09-01024		AEDキャビネット M3K-1009COMPACT	フクダ電子 M3K-1009COMPACT	5	2010/2/19	(株)名古屋医理科商会	新規購入	2010/2/19	玄関	AW10	五ヶ丘運動広場	
	J	19-00259		AED本体	ハートスタートFRxプラス・小児キー	23	2019/7/24	(株)名古屋医理科商会	新規購入	2019/7/24	玄関AEDキャビネット	AW10	五ヶ丘運動広場	
	L	00-29326	L-1	芝刈機	パロネス・LM-185BW	195	2001/10/1	栄信機工(株)	新規購入	2001/10/1		AW10	五ヶ丘運動広場	重要備品
	L	00-29327	L-2	乗用スイーパー	ハツタ・HS801	222	2001/10/1	栄信機工(株)	新規購入	2001/10/1		AW10	五ヶ丘運動広場	重要備品
	L	20-05565		草刈機	スイング式法面草刈機 SGC-S502D	19	2021/1/13	栄信機工(株)	新規購入	2021/1/13	作業棟	AW10	五ヶ丘運動広場	
	O	17-02987		コンプレッサー	明治機械製作所・FOH-08S6	15	2017/10/25	(公財)豊田市体育協会	寄附	2017/10/25	五ヶ丘運動広場 倉庫	AW10	五ヶ丘運動広場	
	P	19-00706		ハイゼット	ダイハツ・EBD-S510P	84	2019/9/30	H.C.Sオート商事	新規購入	2019/9/30		AW10	五ヶ丘運動広場	
	Q	00-29458	Q-1	サッカーゴール運搬台車(1対)	特注(鉄製ノーパンクタイヤ)	17	2002/2/1	(有)エーススポーツ	新規購入	2002/2/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	Q	00-29459	Q-2	折りたたみリヤカー	エパニユー・KA-249	10	2002/2/1	(株)やまもと	新規購入	2002/2/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	V	00-30186	V-1	サッカーゴール(一般用)	テクノ・3-21-510/3-11-140	96	2001/10/1	(有)フライトスポーツ	新規購入	2001/10/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	V	00-30187	V-2	サッカーゴール(少年用)	テクノ・3-21-610/3-14-140	87	2001/10/1	(有)フライトスポーツ	新規購入	2001/10/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	V	00-30188	V-3	ラインストライパー	JIFFY FIELD MARKER MODEL F-400	23	2002/2/1	(有)東海スポーツフィールド	新規購入	2002/2/1		AW10	五ヶ丘運動広場	
	V	14-00698		少年用サッカーゴール・ゴールネット	ルイタカ・ポトハンター3	33	2014/4/1	公益財団法人愛知県サッカー協会	寄附	2014/4/1	豊田市五ヶ丘運動広場	AW10	五ヶ丘運動広場	
	V	20-05570		ワンタッチテント	TOEILIGHT G1768W	7	2021/1/8	(有)モリタスポーツ	新規購入	2021/1/8	管理棟 体育器具倉庫	AW10	五ヶ丘運動広場	

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

排出事業者：_____（以下「甲」という。）と、
 収集運搬及び処分業者：_____（以下「乙」という。）は、
 甲の事業場：_____から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業範囲：	事業範囲：
許可の条件：	許可の条件：
許可番号：	許可番号：

〔特別管理産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業範囲：	事業範囲：
許可の条件：	許可の条件：
許可番号：	許可番号：

◎処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業範囲：	事業範囲：
許可の条件：	許可の条件：

許 可 番 号：	許 可 番 号：
〔特別管理産業廃棄物〕	
許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業範囲：	事業範囲：
許可の条件：	許可の条件：
許 可 番 号：	許 可 番 号：

第3条（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

種類	数量	収集・運搬単価	処分単価
産業廃棄物			
特別管理 産業廃棄物			

第4条（積替保管）

（注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること。）

- ① 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ② 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第15条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。

（注：下記のうち該当するものを○で囲む）

ア 施設の内容

会 社 名	施 設 所 在 地
許 可 品 目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他（ ） 石綿含有産業廃棄物（がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他（ ）） 水銀使用製品産業廃棄物（ガラスくず・コンクリートく

特別 産別 業官 発 棄 物									

- 2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第8条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。

第9条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第10条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第11条（処理料金）

乙は、受託業務が終了したときは、第3条に示す収集・運搬及び処分料金に基づき、甲の定める支払い方法に従って、処理料金を請求することができる。

第12条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第13条（契約の解除）

1 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

3 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わせるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、又は乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第15条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

とする。

この契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

※一般廃棄物を含む場合は、文書内の「産業廃棄物」の後に「等」を必要に応じて追記してください。

添付資料⑤

豊田市〇〇〇産業廃棄物処理業務委託仕様書

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、豊田市（以下「甲」という。）の〇〇〇から排出される産業廃棄物の処理業務に適用する。

※施設が多い場合は、別紙でも可能です。

第1条 本仕様書は、豊田市（以下「甲」という。）が設置する「対象施設一覧」（別紙1）に掲げる〇〇〇（以下「〇〇〇」という。）から排出される産業廃棄物の処理業務に適用する。

※廃棄物処理法上の種類を記載してください。

（廃棄物処理法上の契約書にもこちらの種類を記載してください。）

※一般廃棄物については契約書への記載は必要ありません。

(産業廃棄物の種類)

第2条 甲が、処理業者（以下「乙」という。）に委託する産業廃棄物の種類はそれぞれ次のとおりとする。

		種 類		具 体 例
産業廃棄物	1	廃プラスチック類		ポリ袋等、ペットボトル
	2	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以下「ガラスくず等」という。）		鏡、花瓶、食器類、飲食用びん等
	3	金属くず		飲食用缶等
	4	混合物①	廃プラスチック類、ガラスくず等、金属くずの混合物	電卓、電気ポット、ビデオカメラ、パソコン等
	5	混合物②	廃プラスチック類、金属くずの混合物	はさみ、ボールペン、事務用椅子、ホッチキス等
	6	混合物③	金属くず、廃プラスチック類、汚泥の混合物（水銀使用製品産業廃棄物） ※自治体によっては、金属くず、汚泥の2品目でも処分可能	乾電池、ボタン電池等 （リチウムイオン電池は除く）
	7	混合物④	金属くず、ガラスくず等の混合物（水銀使用製品産業廃棄物）	蛍光灯類
特別管理	8	引火性廃油		シンナー
産業廃棄物	9	感染性産業廃棄物		注射針、培養シャーレ等
一般廃棄物	10	事業系一般廃棄物		せん定枝

記号
取別
例さ
れさ
る。い
る場
合の

		種 類		具 体 例
産業廃棄物	1	混合物	廃プラスチック類、ガラスくず等、金属くず、汚泥の混合物	雨水管理施設のスクリーンごみ

記号
取別
例さ
る。い
る場
合の

※具体例は、廃棄するものを具体的に記入してください。

※廃棄物の種類や具体例が多い場合は、別紙でも可能です。

第2条 甲が乙に委託する産業廃棄物の種類は別紙〇のとおりとする。

※混合物については、処理業者の許可に影響するため種類や具体例を明確に記載してください。
 また、乾電池と蛍光灯は特殊な処理になりますので、特にご注意ください。

例：混合物①の処理については、「廃プラスチック類」「ガラスくず等」「金属くず」の許可が必要。

(委託する産業廃棄物の数量等)

第3条 甲が、乙に委託する産業廃棄物の数量等は次のとおりとする。

種類		数量 (見込み)	性状	荷姿	性状の 変化	混合等に よる支障	取扱い 注意事項	JISC0950 含有マ-ク	石綿含有 の有無	水銀廃棄 物の有無	
産業 廃棄物	1	廃プラスチック類	〇〇kg/月	固形	袋又は バラ	無	無	突起物 に注意	無	無	無
	2	ガラスくず等									
	3	金属くず									
	4	混合物①									
	5	混合物②									
	6	混合物③	〇〇kg/月	固形	袋又は バラ	無	有	突起物 に注意	無	無	有
	7	混合物④	〇〇kg/月	固形	袋又は バラ	無	有	突起物 に注意	無	無	有
産業 特別 管理 廃棄物	8	引火性廃油	〇〇L/月	液体	缶	WDSに記載		無	無	無	
	9	感染性産業廃棄物	〇〇L/月	固形	〇〇L 専用容器	無	無	〇〇〇	無	無	無
産業 一般 廃棄物	10	事業系一般廃棄物	〇〇kg/月	固形	袋又は バラ	無	有	突起物 に注意	無	無	無

※廃油、廃酸、廃アルカリ、有害物質を含む汚泥、特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を除く。）については、廃棄物データシート（WDS）を添付してください。

(委託業務の内容)

第4条 乙は、豊田市〇〇〇の指定保管場所から排出された産業廃棄物の処理業務を行う。

※必要に応じて図面を添付してください。

第4条 乙は、豊田市〇〇〇の指定保管場所（別紙図面のとおり）に排出された産業廃棄物の処理業務を行う。

※運搬のみ委託する場合は、以下の文書を参考にしてください。

第4条 乙は、豊田市〇〇〇の指定保管場所に排出された産業廃棄物の運搬業務を行う。

※処分のみ委託する場合は、以下の文書を参考にしてください。

第4条 乙は、甲が自己搬入した産業廃棄物の処分業務を行う。

第4条 乙は、甲が指定した収集運搬業者が搬入した産業廃棄物の処分業務を行う。

2 産業廃棄物の運搬先は次のとおりとする。また、運搬先の変更等が必要な場合は、乙は事前に変更内容を記した書面を甲に提出し、甲乙協議の上、決定することとする。

種 類			運 搬 先	処 分 方 法
産業廃棄物	1	廃プラスチック類	産業廃棄物処分業者	/
	2	ガラスくず等		
	3	金属くず		
	4	混合物①②③④		
特別管理	5	引火性廃油	特別管理	
産業廃棄物	6	感染性産業廃棄物	産業廃棄物処分業者	
一般廃棄物	7	事業系一般廃棄物	〇〇〇〇〇	

なお、処分業者の名称、所在地等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく委託契約書によるものとする。また、リサイクルを徹底し、リサイクルが不可能な物については、適正に処分することとする。

※**運搬のみ委託する場合は、運搬先の欄へ処分業者名を具体的に記載し、「なお、処分業者の名称、所在地等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく委託契約書によるものとする。また、リサイクルを徹底し、リサイクルが不可能な物については、適正に処分することとする。」の文章は削除してください。**

※**水銀廃棄物のうち、温度計等の水銀回収が義務付けられている廃棄物の場合は、「また、水銀の回収が義務付けられている水銀廃棄物は、水銀の回収を行うこと。」の文章を追加してください。（蛍光灯、ボタン電池は水銀回収の義務はありません。）**

※**一般廃棄物の処理を委託する場合は、一般廃棄物の列の「運搬先」の欄に運搬先となる事業者名又は施設名を、「処分方法」の欄に処分方法を記入してください。**

※**産業廃棄物のみ処理を委託する場合は、「処分方法」の列を削除してください。**

3 産業廃棄物の収集運搬回数については、次のとおりとする。

種 類			回 数	収 集 日 程
産業廃棄物	1	廃プラスチック類	月に〇回	甲、乙協議の上決定することとし、乙は、本契約締結後1週間以内に、甲に文書にて報告すること。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日までの間については除くものとする。
	2	ガラスくず等		
	3	金属くず		
	4	混合物①②③④		
特別管理	5	引火性廃油	週に〇回	
産業廃棄物	6	感染性産業廃棄物		
一般廃棄物	7	事業系一般廃棄物	週に〇回	

※**頻度については、委託しようとする内容に合わせてください。（表形式又は記述形式）**

3 産業廃棄物の収集運搬は、〇か月に〇回（〇週間に〇回など）以上定期的に実施するものとする。なお、乙は、収集日程について、甲、乙協議の上決定することとし、契約締結後、1週間以内に甲に文書にて報告すること。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日までの間については行わないものとする。

4 産業廃棄物の収集運搬については、豊田市〇〇〇の排出する産業廃棄物のみを収集運搬することとし、本契約以外の廃棄物と混載しないこととする。

※運搬にあたり、産業廃棄物の積替え又は保管を行わないように求めることもできます。

また、乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替え又は保管を行わないこと。

5 乙は収集運搬に際し、収集物の飛散、落下等のないよう措置すること。

※その他、必要な条件について記載をしてください。（6から番号を振ってください。）

（具体例）

- ・ 乙は、収集運搬業務を、原則として午前〇時から午後〇時までの間で実施することとする。
- ・ 収集運搬は、〇〇〇に危険が及ぶおそれのある時間帯を避けること。
- ・ 乙は、処分施設・計量所を利用する際は、処分施設の利用規則等（搬入時間等）及び処分施設・計量所の職員の指示に従うこと。
- ・ 乙は、〇〇の美観、管理上必要なことについては、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- ・ 乙は、〇〇において産業廃棄物を収集するときは、必ず職員の立会いを求めることとする。
- ・ 乙は、事業の実施にあたり、職員の指示に従うとともに、業務等に支障をきたさないようにしなければならない。
- ・ 乙は、業務の実施にあたり、従業員の指導教育の徹底を図るとともに、服装・言動等についても留意しなければならない。
- ・ 乙は、産業廃棄物の運搬の都度、運搬する廃棄物の重量を計量して記録することとし、これに必要な費用は乙の負担とする。**※運搬のみ又は処分のみ委託する場合は、運搬業者又は処分業者のいずれかが計量することとしてください。**

（業務の報告）

第5条 乙は、廃棄物処理法第12条の5第2項又は第3項の規定により、電子情報処理組織を使用して情報処理センターに産業廃棄物の処理結果を報告しなければならない。

2 乙は、毎月の業務が完了したときは、毎月の処分量の集計表を甲に提出しなければならない。

※1施設において1回で終了する場合等、集計表が不要な場合は第2項を削除してください。

（指定場所等を破損させた場合の原状回復）

第6条 乙は、指定場所、その他一般の構築物等を破損させた場合は、乙の責任において原状回復をしなければならない。

※処分のみを委託する場合は、削除してください。

（確認）

第7条 乙は、豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例に基づき甲が排出事業者として確認をする場合においては、協力しなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の基準に適合しなくなったときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 乙が、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

(2) 乙が、廃棄物処理法第7条第5項第4号イからルまで、第14条第5項第2号イからハまで又は第14条の4第5項第2号のいずれにも該当しない者であること。

※一般廃棄物を含む場合は以下の文書を追加して下さい。

(3) 一般廃棄物については、乙が自ら受託業務を実施する者であること。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。

※運搬のみ委託する場合は、以下の文書を参考にしてください。

3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない

※処分のみ委託する場合は、以下の文書を参考にしてください。

3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。

(委託料の支払い等に関わる特記事項)

1 委託料の支払整理日は〇〇とする。

※支払については、委託しようとする内容に合わせてください。

※部分払いを行う必要がある案件については、契約課情報DB「年度当初委託契約（4月1日契約）事務について」掲載の「委託契約における契約金額の支払方法の記載について（通知）」を参考に仕様書中の支払方法に関する記述の変更をしてください。

2 本契約を締結してから業務が開始されるまでの間に、本契約とは別に、廃棄物処理法に基づく収集運搬業務と処分業務の委託契約書を作成するものとし、収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、廃棄物処理法に基づく処分業務委託契約書の中に、「処分費用は、収集運搬業者である乙(処理業者の具体名を記入)が支払うこととする。」との一文を入れることとする。

※運搬のみ委託する場合は、以下の文書を参考にしてください。

3 甲と乙は、本契約を締結してから業務が開始されるまでの間に、本契約とは別に廃棄物処理法に基づく収集運搬業務の委託契約書を作成するものとする。

※処分のみ委託する場合は、以下の文書を参考にしてください。

3 甲と乙は、本契約を締結してから業務が開始されるまでの間に、本契約とは別に廃棄物処理法に基づく処分業務の委託契約書を作成するものとする。

※一覧表の例（第2条関係）

種 類		具 体 例
1	廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポリ袋、ゴム、ストロー、デザートのパラ容器等の軟らかいプラスチック製品 ・ 硬いプラスチック製品等 ・ 発泡スチロール等 ・ 飲料用のペットボトル ・ タイヤ
2	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以下「ガラスくず等」という）	陶磁器類、割れたびん、板ガラス、鏡等
3	金属くず	なべ、やかん、針金類、缶詰、お菓子の缶等
4	混合物① 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の混合物	電気ポット、ラジカセ、ビデオカメラ、ビデオデッキ等の小型の電化製品
5	混合物② 廃プラスチック類、金属くずの混合物	ボールペン、はさみ、ホッチキス、ロッカー、事務用椅子、事務用机等
6	混合物③ 金属くず、ガラスくず等の混合物（水銀使用製品産業廃棄物）	蛍光灯類
7	混合物④ 金属くず、廃プラスチック類、汚泥の混合物（水銀使用製品産業廃棄物） ※自治体によっては、金属くず、汚泥の2品目でも処分可能	乾電池、ボタン電池等 （リチウムイオン電池は除く）
8	混合物⑤ （指定袋に入らない大型のもの） 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の混合物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掃除機、扇風機等の大型の電気製品 （家電リサイクル法の対象となるエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機の4品目は除く。）

（別紙〇）

豊田市文化・スポーツ施設減免要綱

(目的)

第1条 使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）を減免することにより、子どもの生涯スポーツの推進及び子どもの健全育成を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 対象となる施設は、別表1のとおりとする。

(対象団体)

第3条 対象となる団体は、豊田市スポーツ協会、豊田市文化振興財団及びその加盟団体、地域スポーツクラブ並びに別表1の「例外的な減免事業」欄に掲げる事業を実施する団体とする。

(対象事業)

第4条 対象となる事業は、対象団体が主催（共催の場合も含む）する次に掲げる事業とする。ただし、営利を目的とする事業及び営利に結びつく事業等は除く。

(1) 主として中学生以下を対象とした大会、発表会及び教室等の児童又は生徒のスポーツの推進及び健全育成を目的とした事業（以下「大会等」という。）

※「主として中学生以下を対象とした」とは、大会等における参加者（観客・指導者・スタッフ等を除く。）の80%以上が中学生以下の場合を原則とする。

(2) 大会等に必要な準備及び片付け

(3) 別表1の「例外的な減免事業」欄に掲げる事業

(大会等の定義)

第5条 前条第1項に掲げる大会等とは、次のすべての条件を備えた事業とする。

(1) 責任者を配置した事業であること

(2) 広く一般に参加者を募集している事業であること

(対象使用料等)

第6条 対象となる使用料等は、対象施設にかかる使用料等とする。ただし、附帯設備、附属施設、附属設備、空調及び夜間照明設備の使用料等は対象外とする。

(申請方法等)

第7条 申請しようとする者は、豊田市公共施設使用料減免申請書（様式第1号）により、利用日の2週間前までに別表2の提出先に提出するものとする。

(減免の決定)

第8条 別表2に定められている減免書類提出先は、前条の規定により申請があったと

きは、減免の適否を決定し、豊田市公共施設使用料減免承認書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（豊田市スポーツ施設利用システムによる申請及び決定）

第9条 第7条及び第8条の規定に関わらず、豊田市スポーツ施設利用システム（以下「T O S S」という。）による利用許可申請等が可能な施設は、年間・4か月利用調整期間中に使用料等の減免の申請及び減免内定の決定を、T O S Sにより行うことができる。なお、この場合において、豊田市公共施設使用料減免申請書（様式第1号）の提出及び豊田市公共施設使用料減免承認書（様式第3号）の通知を省略することとし、使用料等の減免の承認は、減免内定後に実施する施設管理者との確認をもって決定するものとする。

2 前項の承認は、申請のあった対象事業に対して行うものであり、利用日時の追加、変更及び延長が発生した場合も、減免の承認は適用される。この場合、申請しようとする者は、利用調整予約変更申請書もしくは豊田市体育施設利用（調整外）申請書を提出する際に、施設管理者が確認済みの体育施設利用調整確認書の控えを添付して提出するものとする。

（その他）

第10条 本要綱に定めのない事項は、スポーツ振興課及び各施設管理所管課にて協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年11月14日から施行する。

（経過措置）

2 ただし、令和3年3月31日までの利用予約は改正前の豊田市文化・スポーツ施設減免要綱の規定を適用し、令和3年4月1日以降の利用予約について、改正後の豊田市文化・スポーツ施設減免要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 対象施設及び例外的な減免事業

条例名	
施設名	例外的な減免事業
豊田市体育施設条例	
豊田市総合体育館	
豊田市武道館	
豊田市旭総合体育館	旭・足助・稲武地区小学校が合同で行う球技大会
豊田市旭武道場	
豊田市旭弓道場	
豊田市猿投コミュニティセンター体育館	
豊田市猿投コミュニティセンター武道場	
豊田市西部体育館	逢妻スポーツクラブが開催する会議及び打合せを目的とした利用（ただし、会議室、体力測定室及び健康・体力相談室の利用に限る）
豊田市高岡公園体育館	
豊田市東山体育センター	
豊田市藤岡体育センター	
豊田市松平体育館	①（一社）松平スポーツクラブが開催する会議及び打合せを目的とした利用（ただし、研修室、体力測定室、健康・体力相談室及びトレーニング室の利用に限る） ②松平地区のコミュニティの発展及び地域課題の解決、文化伝統芸能の継承に貢献し、公益性がある事業（ただし、屋根付き運動広場の利用に限る）
豊田市五ヶ丘運動広場	
豊田市高岡運動広場	
豊田市高橋運動広場	
豊田市東山運動広場	
豊田市保見運動広場	
豊田市藤岡山村広場	
豊田市足助テニスコート	
豊田市藤岡テニスコート	
豊田市足助プール	①豊田市立冷田、追分、佐切、則定、萩野、大蔵、御蔵小学校の学校活動及びPTA活動 ②則定小学校の放課後児童クラブ活動
豊田市下山西部プール	豊田市立花山小学校の学校活動、PTA活動及び放課後児童クラブ活動
豊田市勘八漕艇庫	
豊田市教職員会館テニスコート	

豊田市都市公園条例	
井上公園	
加茂川公園	
猿投公園（体育館を含む）	
中央公園（豊田スタジアム）	
土橋公園	
毘森公園	
柳川瀬公園（体育館を含む）	
豊田市地域文化広場条例	
豊田地域文化広場	
豊田市平戸橋いこいの広場条例	
豊田市平戸橋いこいの広場	
豊田市猿投棒の手ふれあい広場条例	
猿投棒の手ふれあい広場	
豊田市トレーニングセンター条例	
小原トレーニングセンター	
緑の公園	
足助トレーニングセンター	
ふれあいセンター萩野	豊田市立萩野小学校の学校活動、PTA活動及び子ども会活動
下山トレーニングセンター	
下山運動場	
豊田市民広場条例	
矢作川島崎公園	
豊田市旭B & G海洋センター条例	
豊田市旭B & G海洋センター	豊田市内の小中学校の学校活動
豊田市民文化会館条例	
豊田市民文化会館	
豊田市民ギャラリー	
豊田産業文化センター条例	
豊田産業文化センター	
豊田市コンサートホール・能楽堂条例	
豊田市コンサートホール・能楽堂	

- 備考 1 学校活動とは、授業、部活動、その他教育委員会が認める活動をいう。
- 2 PTA活動、子ども会活動及び放課後児童クラブ活動とは、対象小中学校区の児童生徒が使用する活動のみをいう。
- 3 上記の事業のほか、公立の市内小中高等学校施設の改修等で学校施設が使用できない等のやむを得ない事情により、上記の対象施設にて学校活動を行う場合は例外的な減免事業として取り扱う。

別表2 減免書類提出先

施設名	提出先	申請時に使用する様式	承認時に使用する様式
豊田市旭総合体育館	スポーツ振興課	第1号	第3号
豊田市旭武道場			
豊田市旭弓道場			
矢作川島崎公園			
豊田市旭 B & G 海洋センター	旭支所	規則に定める様式	
豊田市足助テニスコート	スポーツ振興課	第1号	第3号
足助トレーニングセンター			
ふれあいセンター萩野	足助支所		
豊田市足助プール			
小原トレーニングセンター	スポーツ振興課		
緑の公園			
下山トレーニングセンター			
下山運動場			
豊田市下山西部プール	下山支所		
豊田市猿投コミュニティセンター 体育館	スポーツ振興課		
豊田市猿投コミュニティセンター 武道場			
豊田市藤岡山村広場			
豊田産業文化センター	商業観光課		
豊田市民文化会館	文化振興課		
豊田市民ギャラリー			
豊田市コンサートホール・能楽堂			
豊田市教職員会館テニスコート	スポーツ振興課		
豊田市総合体育館			
豊田市武道館			
中央公園（豊田スタジアム）			
豊田市東山体育センター			
豊田市松平体育館			
豊田市五ヶ丘運動広場			
豊田市高橋運動広場			
豊田市東山運動広場			
豊田市保見運動広場		スポーツ振興課	第1号
豊田市勘八漕艇庫			

井上公園（テニスコート）			
猿投公園（体育館を含む）			
土橋公園			
毘森公園			
柳川瀬公園（体育館を含む）			
加茂川公園	各施設 (指定管理者)	第1号※	第3号※
井上公園（水泳場）			
豊田市平戸橋いこいの広場			
猿投棒の手ふれあい広場			
豊田地域文化広場 (けやきホール、茶室を除く)			
豊田市西部体育館			
豊田市高岡公園体育館			
豊田市高岡運動広場			
豊田市藤岡体育センター			
豊田市藤岡テニスコート			

備考 様式第2号及び様式第4号は教育委員会所管施設の様式であり、現在は該当なし

様式第 1 号

豊田市公共施設使用料減免申請書

豊田市長 様

太枠の中のみ記入してください		申請日 年 月 日	
申請者名 (団体にあつては、団体名及び代表者名)			
住所 (〒 -)		電話 () -	
主催者名		共催者名	
利用施設名		利用責任者 電話 () -	
使用 目 的	大会 (行事) の名称		
	大会 (行事) の内容		
利用する日時			
年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 まで			
大会 (行事) 参加者数			
人 (中学生以下 人) (高校生以上 人)			
減免事由			
使用料 円		減免額 (全額・ %) 円	差引納付額 円
承認年月日 年 月 日		決定者	検討者
承認番号 豊 発第 号		起案責任者	

様式第2号

豊田市公共施設使用料減免申請書

豊田市教育委員会 様

太枠の中のみ記入してください

申請日 年 月 日

申請者名 (団体にあつては、団体名及び代表者名)	
住所 (〒 -) 電話 () -	
主催者名	共催者名
利用施設名	利用責任者 電話 () -
使用目的	大会 (行事) の名称
	大会 (行事) の内容
利用する日時 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 まで	
大会 (行事) 参加者数 人 (中学生以下 人) (高校生以上 人)	
減免事由	
使用料 円	減免額 (全額・ %) 円
承認年月日 年 月 日	決定者
承認番号 豊 発第 号	検討者
	起案責任者
	差引納付額 円

様式第3号

豊田市公共施設使用料減免承認書

利用上の注意

1 当該行事開催のとき、必ずこの承認書を利用施設の窓口に表示してください。

利用者名														
住所 (〒 -)		電話 () -												
主催者名		共催者名												
利用施設名		利用責任者 電話 () -												
使用 目 的	大会 (行事) の名称													
	大会 (行事) の内容													
利用する日時														
<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:right;">年</td> <td style="text-align:right;">月</td> <td style="text-align:right;">日 (曜日)</td> <td style="text-align:center;">午前・午後</td> <td style="text-align:right;">時</td> <td style="text-align:right;">分から</td> </tr> <tr> <td style="text-align:right;">年</td> <td style="text-align:right;">月</td> <td style="text-align:right;">日 (曜日)</td> <td style="text-align:center;">午前・午後</td> <td style="text-align:right;">時</td> <td style="text-align:right;">分まで</td> </tr> </table>			年	月	日 (曜日)	午前・午後	時	分から	年	月	日 (曜日)	午前・午後	時	分まで
年	月	日 (曜日)	午前・午後	時	分から									
年	月	日 (曜日)	午前・午後	時	分まで									
大会 (行事) 参加者数														
人 (中学生以下 人) (高校生以上 人)														
減免事由														
使用料	減免額 (全額・ %)	差引納付額												
円	円	円												
承認年月日		豊田市長												
年 月 日														
承認番号														
豊 発第 号														

様式第4号

豊田市公共施設使用料減免承認書

利用上の注意

1 当該行事開催のとき、必ずこの承認書を利用施設の窓口に表示してください。

利用者名																
住所 (〒 -)		電話 () -														
主催者名		共催者名														
利用施設名		利用責任者 電話 () -														
使用 目 的	大会 (行事) の名称															
	大会 (行事) の内容															
利用する日時																
<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:right;">年</td> <td style="text-align:right;">月</td> <td style="text-align:right;">日 (</td> <td style="text-align:center;">曜日</td> <td style="text-align:left;">午前・午後</td> <td style="text-align:right;">時</td> <td style="text-align:left;">分から</td> </tr> <tr> <td style="text-align:right;">年</td> <td style="text-align:right;">月</td> <td style="text-align:right;">日 (</td> <td style="text-align:center;">曜日</td> <td style="text-align:left;">午前・午後</td> <td style="text-align:right;">時</td> <td style="text-align:left;">分まで</td> </tr> </table>			年	月	日 (曜日	午前・午後	時	分から	年	月	日 (曜日	午前・午後	時	分まで
年	月	日 (曜日	午前・午後	時	分から										
年	月	日 (曜日	午前・午後	時	分まで										
大会 (行事) 参加者数																
人 (中学生以下 人) (高校生以上 人)																
減免事由																
使用料	減免額 (全額・ %)	差引納付額														
円	円	円														
承認年月日		豊田市教育委員会														
年 月 日																
承認番号																
豊 発第 号																